



JASDAQ

平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 フェローテック
代表者名 代表取締役社長 山村 章
(JASDAQ・コード6890)
問い合わせ先 取締役社長室長 若木 啓男
(03-3281-8186)

定款一部変更の件

当社は本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の定時株主総会の議案として「定款の一部変更の件」を付議することにつき決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の目的

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することができることが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、変更案第27条および第35条の一部を変更するものであります。

(2) 子会社の業務範囲の拡大および新分野への展開に備えるため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 2 章 総 則
1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
第 2 条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 磁性流体および磁性流体技術に基づく又は応用した製品の開発、製造、販売ならびに輸出入	1. 磁性流体および磁性流体技術に基づく又は応用した製品の開発、製造、販売ならびに輸出入
2. 半導体製造装置、液晶製造装置、真空装置および同部品の開発、製造、販売、輸出入ならびに修理	2. 半導体製造装置、液晶製造装置、真空装置および同部品の開発、製造、販売、輸出入ならびに修理
3. 熱電素子および半導体材料、同部品および応用した製品の開発、製造、販売ならびに輸出入	3. 熱電素子および半導体材料、同部品および応用した製品の開発、製造、販売ならびに輸出入
4. コンピュータ、コンピュータ周辺機器および同部品の開発、製造、販売、ならびに輸出入、およびコンピュータソフトウェアの開発、販売ならびに輸出入	4. コンピュータ、コンピュータ周辺機器および同部品の開発、製造、販売、ならびに輸出入、およびコンピュータソフトウェアの開発、販売ならびに輸出入
5. 電気機器部品および電子機器部品の開発、製造、販売ならびに輸出入	5. 電気機器部品および電子機器部品の開発、製造、販売ならびに輸出入

<p>6. メッキ加工およびメッキ液、電極、電子基板等の部品の開発、製造、販売ならびに輸出入</p> <p>7. 測定機器、計量機器、分析機器および同部品の開発、製造、販売ならびに輸出入</p> <p>8. 切削機器、洗浄機器および同部品の開発、製造、販売ならびに輸出入 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>9. 不動産の開発、売買、賃貸および管理</p> <p>10. 前各号の事業に関する技術およびエンジニアリングの援助ならびにサービスの提供</p> <p>11. 前各号に付帯関連する事業</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第18条～第26条 (条文省略) 第27条 (社外取締役の責任免除) (新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 第28条～第34条 (条文省略) 第35条 (監査役の責任免除) (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>6. メッキ加工およびメッキ液、電極、電子基板等の部品の開発、製造、販売ならびに輸出入</p> <p>7. 測定機器、計量機器、分析機器および同部品の開発、製造、販売ならびに輸出入</p> <p>8. 切削機器、洗浄機器および同部品の開発、製造、販売ならびに輸出入</p> <p>9. <u>医療用機械・器具・部材の開発、製造、販売ならびに輸出入</u></p> <p>10. <u>食品製造用機械・器具・部材の開発、製造、販売ならびに輸出入</u></p> <p>11. 不動産の開発、売買、賃貸および管理</p> <p>12. 前各号の事業に関する技術およびエンジニアリングの援助ならびにサービスの提供</p> <p>13. 前各号に付帯関連する事業</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第18条～第26条 (現行どおり) 第27条 (取締役の責任免除) <u>当社は、取締役 (取締役であった者を含む。) の会社法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役または支配人その他の使用人である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第28条～第34条 (現行どおり) 第35条 (監査役の責任免除) (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
--	--

以 上